

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 9 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 23）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）等により、令和 6 年 6 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 及び別添 2 のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

歯科診療報酬点数表関係

【処置及び手術の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1】

問 1 歯科点数表第 2 章第 8 部処置の通則第 6 号及び第 9 部手術の通則第 9 号に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準 7 (2) のエに、「夜勤時間帯において、緊急手術を行った医師（術者及び全ての助手をいう。）について、翌日の予定手術を行う場合は、6 (2) のアにおける当直等を行っている者として数える」とあり、7 (3) には「緊急呼出し当番以外の医師が夜勤時間帯において手術を行っていても、6 (2) のアにおける当直等を行っている者としては数えない」とあるが、7 (2) 及び 7 (3) を満たすことで、当該加算を届け出ようとする医療機関において、6 (3) の適用にあたり、どのように考えればよいか。

(答) 7 (2) 及び 7 (3) のいずれの施設基準も満たす必要があるため、7 (2) に沿って、翌日の予定手術を行う場合は、夜勤時間帯において緊急手術を行った歯科医師について、6 (2) のアにおける当直等を行っている者として数える。

なお、令和 6 年 3 月 31 日時点で休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の届出を行っている保険医療機関については、令和 8 年 5 月 31 日までの間に限り、7 (1)、7 (2) 又は 7 (3) のいずれかの施設基準を満たせばよい。(問 2 及び問 3 についても同様。)

問 2 歯科点数表第 2 章第 8 部処置の通則第 6 号及び第 9 部手術の通則第 9 号に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準 7 (3) に、「休日等において、当該診療科に 1 名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。」とあるが、7 (1) の交代勤務制を導入する場合、夜勤時間帯に行われる診療について、夜勤を行う歯科医師は別に、7 (3) に規定する緊急呼出し当番を担う歯科医師を置く必要があるか。

(答) 必要ない。

問 3 歯科点数表第 2 章第 8 部処置の通則第 6 号及び第 9 部手術の通則第 9 号に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準 7 (3) に、「休日等において、当該診療科に 1 名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。」とあるが、7 (2) のチーム制を導入する場合、7 (2) のアに規定される緊急呼出し当番を担う歯科医師とは別に、7 (3) に規定する緊急呼出し当番を担う歯科医師を置く必要があるか。

(答) 必要ない。